

綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市内の保育所等が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費に対し、綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この条において「法」という。）第35条第4項の規定による認可を受けた法第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の規定による認可を受けた幼保連携型認定こども園をいう。
- (3) 小規模保育事業所 法第34条の15第2項の規定による認可を受けた法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けられることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業所の設置者又は当該施設の長
- (2) 次に掲げる事業を行う事業者
 - ア 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第2号に規定する延長保育事業
 - イ 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
 - ウ 法第6条の3第13項に規定する病児保育事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、新型コロナウ

ウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な次に掲げる費用とする。

- (1) 感染症予防のための備品等の購入に要する費用
- (2) 施設等の消毒に係る費用
- (3) 感染症予防のために行う広報、啓発等に係る費用
- (4) 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために必要な費用

2 補助対象経費は、申請に係る年度の末日までに納品等が完了している事業に係る経費とする。

(補助額の算出方法)

第5条 補助額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の基準額の欄に掲げる額と対象経費の実支出額のいずれか低い額
- (2) 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 購入物品等の種類及び金額が分かる書類の写し
- (2) 購入物品等のカタログ又は仕様書の写し
- (3) 補助対象経費の積算資料
- (4) 綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業計画書(第2号様式)
- (5) 綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金申請額内訳書(第3号様式)

2 前項の規定による申請は、1会計年度につき1施設1回とする。

(交付条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合は、規則第6条の条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 規則第15条の規定により市長の承認を受け、補助財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市長に返還すること。

(2) 取得した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(決定の通知)

第8条 規則第7条の規定による通知は、綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（変更）交付決定通知書（第4号様式）によるものとする。

(変更等の承認)

第9条 規則第6条第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）により、変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする内容及び理由を記載し、関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、交付の決定があったことを知った日から起算して10日を経過した日とする。

(実績報告)

第11条 規則第12条第1項の規定による実績報告は、綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金実績報告書（第6号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 購入物品等の納品書又は領収書の写し

(2) 対象経費の資料

(3) 綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業実績書（第7号様式）

(4) 綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業精算額内訳書（第8号様式）

2 規則第12条第1項の市長の定める期日は、補助金を交付した年度の翌年度の4月10日とする。

(書類の整備)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管するものとする。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算

して5年間保管するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行し、同年1月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月11日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

区 分	定員区分	基準額
保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業	19人以下	300,000円
	20人以上59人以下	400,000円
	60人以上	500,000円
保育所、幼保連携型認定こども園及び小規模保育事業所が実施する延長保育事業	19人以下	150,000円
	20人以上59人以下	200,000円
	60人以上	250,000円
保育所及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づき設置された幼稚園が実施する一時預かり事業		300,000円
病児保育事業		300,000円

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付を受けたいので、次のおり関係書類を添えて申請します。

- 1 施設の名称
- 2 交付申請額 円
- 3 添付書類
 - (1) 購入物品等の種類及び金額が分かる書類の写し
 - (2) 購入物品等のカタログ又は仕様書の写し
 - (3) 補助対象経費の積算資料
 - (4) 綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業計画書（第2号様式）
 - (5) 綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金申請額内訳書（第3号様式）

第2号様式（第6条関係）

綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業計画書

区分	補助対象経費	施設名	
		購入又は実施に要する費用	納品又は実施（予定日）
	<input type="checkbox"/> 感染症予防のための備品等の購入 <input type="checkbox"/> 施設等の消毒 <input type="checkbox"/> 感染症予防のための広報、啓発等 <input type="checkbox"/> 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために必要な費用	円 （うち、補助対象経費 円）	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 感染症予防のための備品等の購入 <input type="checkbox"/> 施設等の消毒 <input type="checkbox"/> 感染症予防のための広報、啓発等 <input type="checkbox"/> 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために必要な費用	円 （うち、補助対象経費 円）	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 感染症予防のための備品等の購入 <input type="checkbox"/> 施設等の消毒 <input type="checkbox"/> 感染症予防のための広報、啓発等 <input type="checkbox"/> 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために必要な費用	円 （うち、補助対象経費 円）	年 月 日

第3号様式（第6条関係）

綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金申請額内訳書

施設名

区分 ①	総事業費 ②	寄附金その他の 収入予定額 ③	差引額 ④ (②-③)	購入又は実施 に要する経費 ⑤	補助基準額 ⑥	補助基本額 ⑦	交付申請額 ⑧
合計							

（記載上の注意）

- 1 ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2 ⑧欄には、⑦欄の額（1,000円未満の端数を切り捨て）を記載すること。
- 3 区分ごとに記載すること。

第4号様式（第8条関係）

綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

㊟

年 月 日付で申請がありました綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額 円
（うち 円）

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 規則第15条の規定により市長の承認を受け、補助財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市長に返還すること。
- (5) 取得した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

第5号様式（第9条関係）

綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金変更（中止・廃止）
承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

第6号様式（第11条関係）

綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付で交付決定を受けた綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金に係る事業の実績を次のとおり報告します。

補助金所要額	補助金交付決定額
円	円

添付書類

- (1) 購入物品等の納品書又は領収書の写し
- (2) 対象経費の資料
- (3) 綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業実績書（第7号様式）
- (4) 綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業精算額内訳書（第8号様式）

第7号様式（第11条関係）

綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業実績書

施設名

区分	補助対象経費	購入又は実施に要した 費用	購入日
	<input type="checkbox"/> 感染症予防のための備品等の購入 <input type="checkbox"/> 施設等の消毒 <input type="checkbox"/> 感染症予防のための広報、啓発等 <input type="checkbox"/> 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために必要な費用	円 （うち、補助対象経費 円）	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 感染症予防のための備品等の購入 <input type="checkbox"/> 施設等の消毒 <input type="checkbox"/> 感染症予防のための広報、啓発等 <input type="checkbox"/> 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために必要な費用	円 （うち、補助対象経費 円）	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 感染症予防のための備品等の購入 <input type="checkbox"/> 施設等の消毒 <input type="checkbox"/> 感染症予防のための広報、啓発等 <input type="checkbox"/> 職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するために必要な費用	円 （うち、補助対象経費 円）	年 月 日

第8号様式（第11条関係）

綾瀬市保育所等新型コロナウイルス感染症対策事業補助金精算額内訳書

施設名

区分 ①	総事業費 ②	寄附金その 他の収入額 ③	差引額 ④（②- ③）	対象経費の 実支出額 ⑤	補助基準額 ⑥	補助基本額 ⑦	交付申請額 ⑧	既交付決定 額 ⑨
合計								

（記載上の注意）

- 1 ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
- 2 ⑧欄には、⑦欄の額（1,000円未満の端数を切り捨て）を記載すること。
- 3 区分ごとに記載すること。